

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年5月22日(2008.5.22)

【公開番号】特開2006-305319(P2006-305319A)

【公開日】平成18年11月9日(2006.11.9)

【年通号数】公開・登録公報2006-044

【出願番号】特願2006-53024(P2006-53024)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月9日(2008.4.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

分離可能な複数のケース体と、これら複数のケース体により形成される内部空間内に収容される制御基板とを有する制御基板装置を備え、前記ケース体間の境界を跨ぐようにしてシールを貼り付けた遊技機において、

前記シールは、

背面側に粘着剤層が設けられ、シールを剥がす力に伴う応力によって一部が破壊される程度の脆性を有する矩形状のベース部材と、

該ベース部材の背面側に設けられ、識別情報が格納されたICチップと、

同じくベース部材の背面側に設けられ、前記シールを剥がす力に伴う応力によって一部が破壊される程度の脆性を有し、前記ICチップに格納された識別情報を読み取る装置に対して送信可能とする長尺状のアンテナとを備え、

該アンテナを、その長手方向が前記ベース部材のすべての辺方向と交差し、且つ前記ベース部材と共に前記ケース体間の境界を跨ぐように前記ベース部材の一辺側から他の一辺側に亘って延びるようにして配置したことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記アンテナを、前記ベース部材の一隅部側からその対角方向の隅部側に亘って延びるようにして配置したことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記アンテナを、前記ベース部材の対角線上に配置したことを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記ICチップを基準としてその両側に向けて前記アンテナの長手方向が延びるように、前記ICチップの配置位置を設定したことを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1に記載の遊技機。

【請求項5】

前記シールを、曲げ中心の延びる方向が該シールの一辺の延びる方向に対して略平行となるように、所定の角度又は所定の曲率で曲げて前記ケース体に貼り付けたことを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1に記載の遊技機。

【請求項6】

前記ベース部材における前記アンテナの周囲に、アンテナ用切り込みを複数形成したことを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 に記載の遊技機。

【請求項 7】

前記ベース部材における隅角側に隅側切り込みを形成したことを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれか 1 に記載の遊技機。